

宇治市職員労働組合
執行委員長 田中 実 様

宇治市長 久保田 勇

回 答 書

平成 21 年 10 月 16 日付で貴組合から要求のありました 09 賃金確定第 1 次要求書について、以下のとおり回答し、別紙にて提起する。

わが国の経済状況を見ると、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機がいまだに大きな影響を与えているとともに、この間の株価や為替レートの動きにも波及し、実態経済にも影響がでていところである。10 月の内閣府の月例経済報告においても、先行きについては、当面、雇用情勢が悪化傾向で推移するものの、海外経済の改善などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとされており、わが国の経済状況は非常に厳しい局面を迎えている。

また、本市の財政状況を見ると、平成 20 年度決算については、昨年度に引き続き、一部の企業の業績が好調であることと税制改正の影響等により、単年度黒字となった。しかし、市税収入が過去最高水準となっている状況にもかかわらず、人件費（主に退職金）や扶助費といった義務的経費の増加により、財政の弾力性を示す経常収支比率は前年度から 0.2 ポイント増の 92.8%となり 3 年連続で悪化しており、財政構造の硬直化が確実に進行しているため、なお一層の健全財政の堅持に向けた取り組みが必要となっている。

このような状況の下、人事院は、去る 8 月 11 日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与改定等についての勧告を行い、本年は官民較差がマイナス 0.22%として基本給を引き下げるとともに、期末勤勉手当の 0.35 月削減など、平均年間給与で 15 万 4 千円となる平成 15 年に次ぐ大幅な引下げとなっている。本市においても貴組合からの今般の要求書の内容などから、職員的生活実態は切実なものがあると十分認識しており、職員の生活を守っていく立場にある当局としては、職員の給与が平成 15 年に次ぐ大幅な引下げとなる実態の中で、深刻な受け止めをしているところである。

しかしながら、人事委員会を置かない本市にあつては、人事院勧告に基づいた国家公務員の給与改定に準じるとともに、京都府をはじめ近隣他都市との均衡を図っていく必要性があり、これまでから人事院勧告及び国の基準を踏まえた措置を講じてきたところである。

今日の非常に厳しい社会経済情勢のなかでは、市民の公務員に対する厳しい目があるのも事実であり、宇治市だけが国や他団体と違ったやり方をして、市民や議会の理解と納得が得られるかどうかの判断が求められるところである。

本回答は、これまでの職員の働きに感謝するとともに、全職員が結集して市民の信頼と期待に応えていくために、厳しい状況の中、当局として精一杯検討させていただいたものである。非常に厳しい内容の回答となり、職員の生活を守る立場の当局としても、これまで以上に心苦しいところであるが、本回答をもってご理解願いたい。

1. **09「マイナス」人勤に追随せず、基本給・一時金の引き下げは行わないこと。とりわけ法理原則に反する事実上の不利益遡及である「年間調整」を行わないこと。**

(回答)

人事委員会を置かない本市にあつては、別紙提起書のとおり、本年の人事院勧告の内容に準じた措置を講じたいと考えているので理解されたい。

2. **住宅手当（持家）について、国と地方自治体における住居実態の違いを踏まえ、国準拠での廃止を行わず、充実させる立場で検討を行うこと。**

(回答)

本市においては、従来から人事院勧告、京都府及び近隣他都市の動向を見定めたくて対応しており、本年は、別紙提起書のとおり、京都府人事委員会の勧告の内容に準じた措置を講じたいと考えているので理解されたい。

3. **超過勤務について、労働基準法改正の趣旨を生かした割増賃金の改善を行うとともに、超過勤務の削減・解消にむけた具体的措置を講じること。**

尚、割増賃金の改善については後日提出の第2次要求書に沿った検討・回答を行うこと

(回答)

平成20年度の時間外勤務が、前年度よりも約18,000時間増加したことを重く受け止め、本年4月以降の対応については、部長及び所属長に対してヒアリングを行うとともに、1日の業務に区切りをつけるため終礼を実施するなどの取り組みを進めてきた。今後も、時間外勤務解消のため、これまで以上に努力してまいりたいと考えているので理解されたい。

なお、労働基準法の改正については、その内容や趣旨を十分踏まえ、今後、貴組合と協議していきたいと考えているので理解されたい。

21 宇市人第 540 号
平成 21 年 10 月 28 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 田中 実 様

宇治市長 久保田 勇

提 起 書

宇治市職員の給与の見直しについて、下記のとおり提起する。

記

1 給与改定

(1) 給 料

宇治市職員の給料表を別紙のとおり改定する。

なお、平成 19 年 4 月 1 日より実施している給与構造改革の給料表切替に伴う現給保障額については、その現給保障額に 100 分の 99.76 を乗じた額とする。ただし、別紙給料表の給料月額の方が大きい場合は、別紙給料表の給料月額とする。

(2) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当の支給割合について

平成 21 年度及び平成 22 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合は、下表のとおりとする。なお、平成 21 年 6 月期における期末手当及び勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2 月分）は平成 21 年度における年間引き下げ分の一部に充当する。

		6 月期	12 月期
平成 21 年度	期末手当	1.25 月（支給済み）	1.5 月（現行 1.6 月）
	勤勉手当	0.7 月（支給済み）	0.7 月（現行 0.75 月）
平成 22 年度 以降	期末手当	1.25 月（現行 1.40 月）	1.5 月（現行 1.6 月）
	勤勉手当	0.7 月（現行 0.75 月）	0.7 月（現行 0.75 月）

(参考) 再任用職員については、下表のとおり。

		6月期	12月期
平成21年度	期末手当	0.7月(支給済み)	0.8月(現行0.85月)
	勤勉手当	0.3月(支給済み)	0.4月(現行0.4月)
平成22年度 以降	期末手当	0.65月(現行0.75月)	0.85月(現行0.85月)
	勤勉手当	0.35月(現行0.35月)	0.35月(現行0.4月)

※平成21年6月期における期末手当及び勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.1月分)は平成21年度における年間引き下げ分の一部に充当する。

イ 住居手当について

持家に係る支給月額を3,600円とする。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期について

平成21年12月1日から実施する。

(2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置について

別紙給料表による1級または2級24号給までの適用を受ける職員(以下「減額改定対象外職員」という。)以外の職員については、平成21年12月に支給する期末手当の額は、次のAにより算定した額からBとCによりそれぞれ算出した額の合計額(同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にあつては、Bに掲げる額)に相当する額を減じた額とする。また、減じる額が、Aにより算定した額以上となるときは、期末手当は支給しない。

A 期末手当基礎額に、平成21年12月に支給する期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額。

B 平成21年4月1日(同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数(同年4月1日から11月30日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給

されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間等がある職員については、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数) を乗じて得た額。

C 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額。

計算式

$A - (B + C) = 12$ 月の期末手当支給額

$A \leq (B + C)$ の場合は 12 月の期末手当は支給しない。

別紙 給料表

(単位:百円)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員	1	1,356	1,858	2,229	2,619	2,892	3,206	3,662	4,137
	2	1,367	1,876	2,248	2,640	2,915	3,229	3,688	4,162
	3	1,379	1,894	2,267	2,660	2,938	3,252	3,714	4,187
	4	1,390	1,912	2,285	2,681	2,961	3,275	3,740	4,212
	5	1,401	1,928	2,302	2,702	2,982	3,298	3,766	4,235
	6	1,412	1,946	2,321	2,723	3,005	3,319	3,792	4,259
	7	1,423	1,964	2,340	2,744	3,028	3,341	3,818	4,283
	8	1,434	1,982	2,358	2,765	3,051	3,363	3,844	4,307
	9	1,445	2,000	2,375	2,786	3,073	3,386	3,870	4,330
	10	1,459	2,018	2,394	2,807	3,096	3,408	3,897	4,353
	11	1,472	2,036	2,412	2,828	3,119	3,430	3,924	4,376
	12	1,485	2,054	2,431	2,849	3,142	3,452	3,951	4,398
	13	1,498	2,070	2,449	2,870	3,164	3,472	3,977	4,420
	14	1,513	2,089	2,468	2,891	3,186	3,493	4,000	4,440
	15	1,528	2,108	2,486	2,912	3,208	3,514	4,024	4,460
	16	1,544	2,127	2,504	2,933	3,230	3,535	4,048	4,480
	17	1,557	2,146	2,522	2,954	3,252	3,557	4,071	4,500
	18	1,572	2,165	2,542	2,975	3,273	3,577	4,092	4,518
	19	1,587	2,184	2,562	2,996	3,294	3,597	4,113	4,536
	20	1,602	2,203	2,582	3,017	3,314	3,617	4,134	4,554
	21	1,616	2,220	2,601	3,038	3,335	3,638	4,155	4,572
	22	1,643	2,239	2,620	3,059	3,356	3,657	4,175	4,587
	23	1,669	2,258	2,639	3,080	3,377	3,677	4,195	4,602
	24	1,695	2,277	2,657	3,101	3,398	3,697	4,215	4,617
	25	1,722	2,293	2,677	3,121	3,417	3,718	4,236	4,632
	26	1,739	2,311	2,696	3,142	3,437	3,738	4,252	4,646
	27	1,756	2,328	2,715	3,163	3,457	3,758	4,268	4,660
	28	1,773	2,346	2,734	3,184	3,477	3,778	4,284	4,674
	29	1,788	2,361	2,753	3,204	3,496	3,798	4,301	4,686
	30	1,806	2,376	2,772	3,225	3,515	3,817	4,314	4,694
	31	1,824	2,391	2,791	3,246	3,534	3,836	4,327	4,702
	32	1,842	2,406	2,810	3,267	3,553	3,855	4,340	4,710
	33	1,858	2,421	2,827	3,286	3,572	3,873	4,353	4,718
	34	1,873	2,436	2,846	3,306	3,590	3,890	4,366	4,726
	35	1,888	2,451	2,865	3,327	3,608	3,907	4,379	4,734
	36	1,903	2,467	2,884	3,348	3,626	3,924	4,391	4,742
	37	1,916	2,480	2,901	3,367	3,645	3,941	4,404	4,750
	38	1,929	2,496	2,919	3,387	3,659	3,953	4,413	4,758
	39	1,942	2,512	2,937	3,407	3,674	3,965	4,422	4,766
	40	1,955	2,528	2,955	3,427	3,689	3,977	4,431	4,774
	41	1,969	2,542	2,974	3,446	3,704	3,989	4,439	4,782
	42	1,982	2,556	2,991	3,465	3,716	4,001	4,447	4,789
	43	1,995	2,570	3,008	3,484	3,728	4,013	4,455	4,797
	44	2,008	2,584	3,025	3,503	3,740	4,025	4,463	4,805
	45	2,020	2,597	3,042	3,522	3,750	4,035	4,471	4,813
	46	2,033	2,611	3,059	3,538	3,759	4,042	4,479	4,821
	47	2,046	2,625	3,076	3,554	3,768	4,049	4,487	4,829
	48	2,059	2,639	3,093	3,570	3,777	4,056	4,495	4,837
	49	2,071	2,652	3,108	3,587	3,787	4,064	4,501	4,845
	50	2,082	2,664	3,124	3,599	3,795	4,071	4,509	4,853
	51	2,093	2,677	3,140	3,611	3,803	4,078	4,517	4,861
	52	2,104	2,690	3,156	3,623	3,811	4,085	4,525	4,869
	53	2,116	2,701	3,173	3,633	3,820	4,093	4,531	4,877
	54	2,126	2,714	3,189	3,644	3,827	4,100	4,539	4,885
	55	2,136	2,727	3,205	3,654	3,834	4,107	4,547	4,893
	56	2,146	2,740	3,221	3,665	3,841	4,114	4,555	4,901
	57	2,154	2,752	3,236	3,674	3,848	4,121	4,561	4,909
	58	2,164	2,763	3,248	3,681	3,855	4,128	4,569	4,917
	59	2,173	2,774	3,260	3,688	3,862	4,135	4,577	4,925
	60	2,183	2,785	3,272	3,695	3,869	4,142	4,585	4,933
	61	2,192	2,797	3,283	3,701	3,874	4,148	4,591	4,941
	62	2,202	2,807	3,293	3,708	3,881	4,155	4,599	4,949
	63	2,212	2,817	3,302	3,715	3,888	4,162	4,607	4,957
	64	2,222	2,827	3,312	3,722	3,895	4,169	4,615	4,965
	65	2,230	2,837	3,321	3,727	3,900	4,174	4,621	4,973
	66	2,240	2,846	3,329	3,734	3,907	4,180	4,629	
	67	2,250	2,855	3,337	3,741	3,914	4,187	4,637	
	68	2,261	2,864	3,345	3,748	3,921	4,194	4,645	

別紙 給料表

(単位:百円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	69		2,269	2,874	3,354	3,753	3,926	4,199	4,651
	70		2,277	2,882	3,361	3,760	3,933	4,206	4,659
	71		2,285	2,890	3,368	3,767	3,940	4,213	4,667
	72		2,293	2,898	3,375	3,774	3,947	4,220	4,675
	73		2,301	2,906	3,380	3,779	3,952	4,225	4,681
	74		2,308	2,911	3,386	3,786	3,959	4,232	4,689
	75		2,315	2,916	3,392	3,793	3,966	4,239	4,697
	76		2,322	2,921	3,398	3,800	3,973	4,246	4,705
	77		2,330	2,925	3,402	3,805	3,978	4,251	4,711
	78		2,338	2,929	3,407	3,811	3,985	4,258	
	79		2,346	2,933	3,412	3,817	3,992	4,265	
	80		2,354	2,937	3,417	3,823	3,999	4,272	
	81		2,361	2,940	3,422	3,830	4,004	4,277	
	82		2,368	2,944	3,427	3,836	4,011	4,284	
	83		2,375	2,948	3,432	3,842	4,018	4,291	
	84		2,382	2,952	3,437	3,848	4,025	4,298	
	85		2,390	2,955	3,442	3,855	4,030	4,303	
	86		2,397	2,959	3,447	3,861	4,037	4,310	
	87		2,404	2,963	3,452	3,867	4,044	4,317	
	88		2,411	2,967	3,457	3,873	4,051	4,324	
	89		2,419	2,970	3,461	3,880	4,056	4,329	
	90		2,424	2,974	3,466	3,886	4,063	4,336	
	91		2,429	2,978	3,471	3,892	4,070	4,343	
	92		2,434	2,982	3,476	3,898	4,077	4,350	
	93		2,437	2,984	3,479	3,905	4,082	4,355	
94			2,988	3,484	3,911	4,089	4,362		
95			2,992	3,489	3,917	4,096	4,369		
96			2,996	3,494	3,923	4,103	4,376		
97			2,998	3,497	3,930	4,108	4,381		
98			3,002	3,502	3,936	4,115	4,388		
99			3,006	3,507	3,942	4,122	4,395		
100			3,010	3,512	3,948	4,129	4,402		
101			3,012	3,515	3,955	4,134	4,407		
102			3,016	3,519	3,961	4,141	4,414		
103			3,020	3,523	3,967	4,148	4,421		
104			3,024	3,527	3,973	4,155	4,428		
105			3,026	3,532	3,980	4,160	4,433		
106			3,030	3,536	3,986	4,167			
107			3,034	3,540	3,992	4,174			
108			3,038	3,544	3,998	4,181			
109			3,040	3,549	4,005	4,186			
110			3,044	3,553	4,011	4,193			
111			3,048	3,557	4,017	4,200			
112			3,052	3,561	4,023	4,207			
113			3,054	3,566	4,030	4,212			
114			3,058		4,036	4,219			
115			3,062		4,042	4,226			
116			3,066		4,048	4,233			
117			3,068		4,055	4,238			
118			3,071		4,061				
119			3,074		4,067				
120			3,077		4,073				
121			3,081		4,080				
122			3,084		4,086				
123			3,087		4,092				
124			3,090		4,098				
125			3,094		4,105				
再任用 職員		1,865	2,142	2,586	2,789	2,945	3,206	3,636	3,980